

第
4726
号

(2-2)

READAS
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2013年)平成25年 5月13日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

登録免許税の改正

Q：登録免許税の税率の軽減措置は、今年の税制改正でどうなりましたか？

A：平成27年3月31日まで延長されました。

【解説】

登録免許税の税率の軽減措置は、平成25年3月31日で期限切れとなっていたが、今年度の税制改正で適用が2年延長され、平成27年3月31日までこれまでの軽減税率が適用されることとなっています。

主なものは、次のとおりです。

- ①土地の売買による所有権移転登記
 - ・所有権の移転登記…1.5% (2.0%)
 - ・所有権の信託登記…0.3% (0.4%)
 - ②住宅用家屋の所有権保存登記
 - ・所有権の保存登記…0.15% (0.4%)
 - ③住宅用家屋の所有権移転登記
 - ・所有権の移転登記…0.3% (2.0%)
 - ④住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権設定登記
 - ・抵当権設定登記…0.1% (0.4%)
- ※カッコ書きは、本則による税率です。
- 参考までに、他の主な税率は次のとおりです。
- ・相続による所有権移転登記…0.4%
 - ・贈与による所有権移転登記…2.0%
 - ・遺贈による所有権移転登記…2.0%
 - ・死因贈与による所有権移転登記…2.0%

